平成２６年（フ）第１８号
徳島県三好市井川町辻297番地２
債務者　石井　克英
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１３３５号
福岡市西区石丸４丁目７番37―603号
債務者　八尋　達樹
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７１号
福岡市中央区春吉２丁目18番６号初音ビル503号、住民票上の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4950番地１
債務者　前田　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５８５号
福岡市博多区浦田１丁目20番45―103号
債務者　松本　啓道
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９８号
福岡県福津市中央６丁目５番30号
債務者　澤田　明菜
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０１号
福岡県朝倉市比良松117番地４
債務者　中嶌千津子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０７号
福岡県糸島市神在1279番地１
債務者　伊藤　達矢
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０８号
福岡県糸島市神在1279番地１
債務者　伊藤　ケイ
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０９号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目15番14―311号　エバーライフ空港東
債務者　横尾　優子（旧姓岩男）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１８号
福岡市西区今津4815番地
債務者　中北　孝敏
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３０号
福岡市南区清水２丁目10番５号
債務者　横尾　和弘
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３１号
福岡市南区清水２丁目10番５号
債務者　横尾恵美子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４０号
福岡市東区若宮３丁目２番29号
債務者　原田　俊子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４２号
福岡市中央区平尾５丁目４番17―801号
債務者　岩阪　順子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４３号
福岡市西区福重５丁目20番16号
債務者　森山　康代
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５２号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈349番地14　プレステージ21―301号
債務者　伊藤　信子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６１号
福岡市南区西長住３丁目21番１―303号
債務者　宮崎　和美
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６７２号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番９―304号
債務者　中村　結花（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部